

各EPAに定められた輸出産品に係る規則等の確認

シーン

画面イメージ

ナレーション

1



HSコード、税率の確認が終わりましたら、輸出する産品に係る規則等をご確認ください。協定の原産地規則等は日本商工会議所のホームページに掲載されています。利用する協定の原産地規則等をご確認ください。